

安平町国民健康保険のお知らせ

減額認定証について

減額認定証をお持ちの方へ

現在ご使用の『限度額適用・標準負担額減額認定証』や『限度額適用認定証』の有効期限が平成22年7月31日までとなっている方は、有効期限が満了となり8月以降はご使用できなくなります。

8月以降も交付を希望される方は、7月上旬に更新のご案内を郵送しますので手続きをしてください。

有効期限が平成22年7月31日となっていない方は別途ご連絡します。

減額認定証をお持ちでない方

70歳以上の方

限度額適用・標準負担額減額認定証は、同一世帯の国保加入者（国保に加入していない世帯主も含まれます。）に住民税が課税されている方がいない世帯（住民税非課税世帯）の方が入院した際の医療費や食事代の自己負担を軽減するためのものです。

住民税非課税世帯にいるにもかかわらず減額認定証をお持ちでない方は、入院すると、一旦は高額な医療費を病院に納めなければならなくなりますので、事前に手続きすることをお勧めします。

70歳未満の方

70歳未満の方が入院した際の医療費の自己負担を軽減するためのもので、同一世帯の国保加入者（国保に加入していない世帯主も含まれます。）に住民税が課税されている方がいない世帯（住民税非課税世帯）の方は『限度額適用・標準負担額減額認定証』、住民税が課税されている方が一人でもいる世帯（住民税課税世帯）の方は『限度額適用認定証』をお渡ししています。

万が一入院することになると、一旦は高額な医療費を病院に納めなければならなくなりますので、事前に手続きすることをお勧めします。

手続きは役場窓口（追分庁舎・早来庁舎）で行ってください。

※手続きに必要なものは事前に電話などでお尋ねください。

減額認定証に関わる病院でのお支払いについて《70歳以上の方》

減額認定証の申請手続きをして交付が決定されると、区分Ⅰまたは区分Ⅱのどちらかに判定され、減額認定証の適用区分欄に記載されます。（右表1）

入院する際は、保険証・高齢受給者証と減額認定証を病院の窓口へ提出すると、病院側が適用区分欄を確認し、その区分に応じた医療費（次頁表2）や食事代（次頁表3）を徴収してくれます。

【表1】住民税非課税世帯の区分

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方 ・老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	区分Ⅰに該当しない方（世帯全員が住民税非課税である方）